

議案第14号

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

中畑地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に統合するため。

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市生活排水処理施設条例の一部改正)

第1条 西脇市生活排水処理施設条例(平成17年西脇市条例第143号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表第1(第2条関係) 処理施設の名称等	別表第1(第2条関係) 処理施設の名称等																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">処理場の位置</th> <th style="width: 33%;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	処理場の位置	処理区域	(略)			(削る)			(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">処理場の位置</th> <th style="width: 33%;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>中畑地区 農業集落排水処理施設</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>西脇市中畑町 389番地の1</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>中畑町 住吉町の一部</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	処理場の位置	処理区域	(略)			<u>中畑地区 農業集落排水処理施設</u>	<u>西脇市中畑町 389番地の1</u>	<u>中畑町 住吉町の一部</u>	(略)		
名称	処理場の位置	処理区域																							
(略)																									
(削る)																									
(略)																									
名称	処理場の位置	処理区域																							
(略)																									
<u>中畑地区 農業集落排水処理施設</u>	<u>西脇市中畑町 389番地の1</u>	<u>中畑町 住吉町の一部</u>																							
(略)																									

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年西脇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画区域面積 <u>194ヘクタール</u> (3) 計画処理人口 <u>9,810人</u>	(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画区域面積 <u>210ヘクタール</u> (3) 計画処理人口 <u>10,510人</u>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。